

鳥取県任期付職員

(育児休業職員の代替職員)

(資格免許職)

募 集 案 内

◆鳥取県総務部行政体制整備局人事企画課◆

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220 鳥取県庁本庁舎 3 階

電話 (0857) 26-7034、7033 FAX (0857) 26-8140

URL <http://www.pref.tottori.lg.jp/jinjikikaku/>

育児休業を取得する職員の代替職員として勤務する職員（育児休業等任期付職員）を募集します。

- 申込者は、資格・免許等を確認後、「育児休業等任期付職員登録簿」に登録されます。育児休業を取得する職員があった場合に登録者の中から登録者の希望する勤務地を考慮した上で人物試験を実施し、人物試験の成績上位者から順に採用されます。
- 登録期間は、登録日から3年間です。
- 職員の育児休業取得にあわせて採用しますが、職員の育児休業の取得状況によっては、育児休業等任期付職員登録簿に登録されても採用されない場合があります。
- 任期は概ね6か月以上3年以内で、職員の育児休業期間に応じて採用時に決定されます。
- 育児休業等任期付職員は、任用期間が定められていること以外、勤務条件（給与、勤務時間、休暇、服務、災害補償等）については、正規の職員（任期の定めのない職員）と同様の扱いとなります。

<募集する職種・受付期間>

免 許 職	保健師、講師（看護職員）、管理栄養士、歯科衛生士、精神保健福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護師、薬剤師、獣医師
受付期間	随時受付（通年募集）

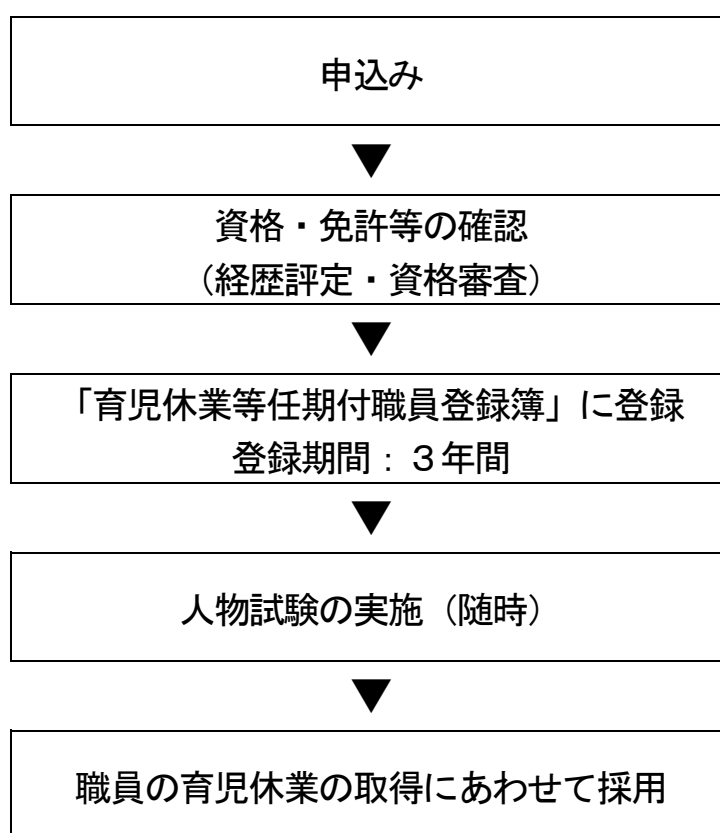
I 育児休業等任期付職員について

育児休業等任期付職員とは、県庁や県の地方機関で、育児休業を取得する職員の代替職員として勤務していただく職員です。

「育児休業等任期付職員登録簿」に登録された後、育児休業を取得する職員があった場合に、希望勤務地等を考慮した上で人物試験を実施し、合格者を育児休業等任期付職員として正式に採用します。

なお、登録されても、育児休業を取得する職員の状況により、採用されない場合もありますので、あらかじめ御承知ください。

<<参考>>採用までの流れ



※ 採用された方の任用期間は、育児休業を取得した職員の育児休業期間（6か月～3年程度）となります。

なお、職員が育児休業期間を延長した場合は、育児休業等任期付職員の任用期間も延長することがあります。

また、育児休業を取得する職員が、育児休業を取得する前の産前・産後休暇を取得する期間に、会計年度任用職員として採用することがあります。

2 募集職種ごとの主な職務内容及び主な配属先

職 種	主な職務内容	主な配属先
保 健 師	健康保健行政に関する企画・事業の実施、精神保健・感染症・難病等に関する事業の実施、保健指導、健康相談等	福祉保健部、総合事務所保健所等
講 師 (看護職員)	看護師等養成施設において、講師(専任教員)として講義(看護専門科目)、実習指導、学生指導等	看護専門学校、福祉保健部、県立病院等
管理栄養士	健康増進のための栄養指導、食生活支援に関する企画・事業の実施、給食施設等への指導等	福祉保健部、総合事務所保健所、総合療育センター、皆成学園等
歯科衛生士	歯と口腔の健康づくりに関する企画・事業の実施等	福祉保健部、総合事務所保健所等
精神保健福祉士	精神保健福祉行政に関する企画・事業の実施、こころの健康や精神障がいに関する相談・援助等	総合事務所保健所、精神保健福祉センター等
保 育 士	障害児入所施設、児童自立支援施設等における児童の保育や保護者に対する保育に関する指導等	皆成学園、総合療育センター、療育園等
理学療法士	障害児入所施設、児童発達支援センターにおける児童の機能回復訓練や保護者に対する家庭でのリハビリ訓練に関する指導等	総合療育センター、療育園等
作業療法士	障害児入所施設、児童発達支援センターにおける児童の機能回復訓練や保護者に対する家庭でのリハビリ訓練に関する指導等	総合療育センター、療育園等
言語聴覚士	障害児入所施設、児童発達支援センターにおける児童の機能回復訓練や保護者に対する家庭でのリハビリ訓練に関する指導等	総合療育センター、療育園等
看 護 師	看護業務等	総合療育センター
薬 剤 師	環境政策全般に関する企画立案、規制、指導、調査、研究等並びに医薬分業、献血推進等医薬行政に関する企画・事業の実施、医事・薬事に関する許認可・監視・指導業務等	福祉保健部、生活環境部、総合事務所保健所、総合事務所環境建築局等
獣 医 師	環境政策全般に関する企画立案、規制、指導、調査、研究等並びに食品・食肉衛生、動物愛護業務、家畜・家禽の生産振興・伝染病防疫、畜産経営の改善、家畜・家禽の改良増殖に関する試験研究等	生活環境部、農林水産部、総合事務所環境建築局、食肉衛生検査所、家畜保健衛生所等

3 登録に必要な資格

- (1) 年齢制限はありません。
 (2) 必要な資格・免許等の要件は、次のとおりです。

職 種	必要な資格・免許等
保 健 師	保健師助産師看護師法第7条に規定する保健師の免許を有する人
講 師 (看護職員)	保健師助産師看護師法第7条に規定する看護師免許を有する人で、次の①又は②のいずれかに該当する人 ① 保健師、助産師又は看護師として5年以上業務に従事した人で、専任教員として必要な研修(※1)を修了した人、又は看護師の教育に関し、これと同等以上の学識経験を有すると認められる人 ② 保健師、助産師又は看護師として基礎看護、成人看護、老年看護、小児看護、母性看護、又は精神看護に係る業務のうちいずれかの業務に3年以上従事した人で、学校教育法による大学において教育に関する科目(※2)を履修して卒業した人又は大学院において教育に関する科目を履修した人(教育に関する科目の履修は4単位以上必要) ※1 厚生労働省看護研修研究センターの看護教員養成課程、厚生労働省認定の看護教員養成講習会等 ※2 教育の本質・目標、心身の発達と学習の過程、教育の方法・技術及び教科教育法に関する科目
管 理 栄 養 士	栄養士法第2条第3項に規定する管理栄養士の免許を有する人
歯 科 衛 生 士	歯科衛生士法第3条に規定する歯科衛生士の免許を有する人
精神保健福祉士	精神保健福祉士法第28条に規定する精神保健福祉士の登録を受けた人
保 育 士	児童福祉法第18条の18第1項に規定する保育士の登録を受けた人
理 学 療 法 士	理学療法士及び作業療法士法第3条に規定する理学療法士の免許を有する人
作 業 療 法 士	理学療法士及び作業療法士法第3条に規定する作業療法士の免許を有する人
言 語 聴 覚 士	言語聴覚士法第3条に規定する言語聴覚士の免許を有する人
看 護 師	保健師助産師看護師法第7条に規定する看護師の免許を有する人
薬 剤 師	薬剤師法第2条に規定する薬剤師の免許を有する人
獣 医 師	獣医師法第3条に規定する獣医師の免許を有する人

- 日本国籍を有しない人については、活動に制限のない在留の資格を取得している人に限り受験できます。
 日本国籍を有しない職員は、公権力の行使に該当する業務及び公の意思形成への参画に携わる職には就くことができません。
- 地方公務員法第16条等に該当する人（以下のいずれかに該当する人）は、受験できません。
- ア 禁錮（令和7年6月1日以降は、拘禁刑）以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - イ 鳥取県職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
 - ウ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
 - エ 地方公務員法附則（平成11年12月8日法律第151号）による経過措置としての準禁治産者

4 申込み手続き

＜＜郵便又は信書便の場合＞＞

必要事項を記入した**申込書**と、**登録要件となる資格・免許等の写し**を同封して、申し込んでください。

また、封筒の表に赤字で「**育児休業等任期付職員登録申込書在中**」と記載してください。

郵便の場合、簡易書留などによるのが確実です。

【申込先】鳥取県総務部行政体制整備局人事企画課

〒680-8570（県庁専用郵便番号のため、郵便の場合は住所の記載は不要です。）

鳥取市東町一丁目220番地 鳥取県庁本庁舎3階

電話 0857-26-7034

＜＜持参の場合＞＞

必要事項を記入した**申込書**と、**登録要件となる資格・免許等の写し**を提出してください。

5 登録後採用されるまで

資格・免許等を確認後、「育児休業等任期付職員登録簿」に登録し、申込者に通知します。その後、該当職種の職員が育児休業を取得し、代替職員が必要となった場合に人物試験を実施した上で、採用者を決定します。

なお、職員の育児休業の取得状況によっては、「育児休業等任期付職員登録簿」に登録されても採用されない場合があります。

「育児休業等任期付職員登録簿」の有効期間は、**登録日から3年間**です。この期間内であれば、一度、育児休業等任期付職員として採用された方でも、「育児休業等任期付職員登録簿」に引き続き登録されていますので、人物試験に合格すれば、育児休業等任期付職員として再度採用されることがあります。

6 人物試験の実施等

（1）人物試験の実施

人物試験の案内は、「育児休業等任期付職員登録簿」に登録されている方に別途連絡します。

（2）試験内容

試験種目	配点	内容
人物試験	100点	人物、専門的知識についての口述試験

（3）合格者の決定方法

合格者は、得点の高い順に決定します。ただし、人物試験には一定の基準があり、この基準に満たない場合には不合格となります。

なお、得点が配点の2割5分未満の場合は、「育児休業等任期付職員登録簿」の登録を取り消します。

(4) 合格者の発表

受験者全員に可否を通知します。また、「育児休業等任期付職員登録簿」の登録を取り消したときも通知します。

7 任用期間

任用期間は、概ね6か月以上3年以下で職員の育児休業期間に応じて採用時に決定されます。なお、職員の育児休業期間の延長があった場合は、任用期間が更新される場合があります。

8 勤務条件

育児休業等任期付職員は、任用期間が定められていること以外、勤務条件（給与、勤務時間、休暇、服務、災害補償等）については正規の職員（任期の定めのない職員）と同様の扱いとなります。

採用時の給料月額は、令和7年4月1日時点で次のとおりで、一定の職歴等がある人は、その経歴に応じて所定の金額が加算されます。また、獣医師については、初任給調整手当（1年目は60,000円、2年目以降は2,000～4,000円ずつ減額して支給）が加算されます。

区分	保健師	講師（看護職員）	管理栄養士	歯科衛生士
給料月額（円）	225,900	246,700	232,800	216,600

区分	精神保健福祉士	保育士	理学療法士	作業療法士
給料月額（円）	225,900	210,900	225,200	225,200

区分	言語聴覚士	看護師	薬剤師	獣医師
給料月額（円）	225,200	249,800	232,800	238,600

このほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当、時間外勤務手当などの諸手当がそれぞれの条件に応じて支給されます。なお、上記の給料月額は一般的な採用の場合であり、給与改定があった場合は、それによります。

なお、育児休業等任期付職員として採用される前に、当該職員の産前・産後休暇期間中に会計年度任用職員として採用される場合があります。

また、育児休業を取得する予定の職員が育児休業を取得しない場合、育児休業等任期付職員として採用されない場合があります。

9 個人情報の取扱い

募集に関して収集した個人情報については、採用手続きに関すること以外には利用しません。

10 試験結果の開示

この採用試験の結果については、鳥取県個人情報保護条例（令和4年鳥取県条例第29号）第14条第1項の規定により、次の表のとおり指定の開示場所の窓口で開示を請求することができます。開示の内容は次の表のとおりです。

開示対象 の試験	開示請求が できる者	開示の内容	開示期間	開示場所
採用試験	受験者本人	人物試験の得点 及び順位	採用候補者発表日 から1月間	鳥取県総務部 行政体制整備局人事企画課 (県庁本庁舎3階)

試験結果の開示の請求は、受験者本人が運転免許証、学生証等の写真により本人であることが確認できるものを携帯して、直接開示場所へおいでください。電話、はがき等による請求では開示できませんので注意してください。

また、希望者には郵送により試験結果を通知しますので、通知を希望する受験者は、試験日当日に、110円切手を貼った受取先明記の通知用封筒〔長形3号（12.0cm×23.5cm）〕を持参してください。試験日当日に通知用封筒を持参しなかった場合は、郵送による開示請求はできません。

11 その他

育児休業等任期付職員は、原則として任用期間中の人事異動は行われませんが、職員の育児休業取得期間が短縮された場合等は人事異動を行う場合があります。

また、育児休業等任期付職員への採用は、正規の職員（任期の定めのない職員）の採用とは無関係であり、職員採用の際に優先されるものではありません。